

7.四街道市における公共交通のあり方

7-1.基本的な考え方

四街道市における公共交通が直面する課題に対応し、人口減少、少子・高齢化を迎える社会情勢の中で、市の財政状況なども考慮しつつ、市全域においてバランスのとれた公共交通の維持・充実を図り、市民にとって利用しやすく、持続可能な公共交通のあり方の基本方針を以下に示す。

7-2.基本方針

【基本方針1】：市内における公共交通サービスの地域間格差の改善

市内において、公共交通空白地域（鉄道駅：半径 800m、バス停：半径 400m に含まれない地域）・公共交通不便地域（路線バスの運行本数が平均して1時間に1.5本以下の地域）が点在しており、公共交通のサービスレベルに地域間格差が生じている。

このことから、既存のバス路線の活用や新規路線開設について、民間バス事業者と協議を行い、また、新たな公共交通サービスの導入についても検討を進め、地域間で生じている格差解消に向けた施策展開を図る。

【施策例】

民間バス路線の新規開設、運行ルート変更、コミュニティバスやデマンド型交通（市補助によるバス運行）の導入など

【基本方針2】 コミュニティバス等の公共交通施策における負担等の考え方

基本方針1に従い、市が施策を行う場合のイニシャルコスト（車両購入費、その他設備などの初期費用）、ランニングコスト（毎年生じる運行経費）に対する市の負担のあり方、また、目標とするサービス水準（運賃、運行間隔等）についての考え方を定める。

なお、考え方を定める際はサービスが提供される地域とそれ以外の地域との公平性についても検討するとともに、負担基準を満たさない場合の廃止を含めた見直しの考え方についても定めるものとする。

【基本方針3】：公共交通の利用促進

公共交通の利用者の減少⇒減便・廃止等サービスレベルの低下⇒更なる利用者の減少といった、負のスパイラルを脱し、公共交通の利用者数を維持、あるいは増やし、公共交通を維持・充実させていくため、潜在的に存在する公共交通の新規利用者を掘り起こす施策や利用者の利便性を高める施策と併せて、公共交通を維持していく上で“公共交通を地域で育てる”ことが重要であるという地域住民の意識喚起を図る施策を行う。

【施策例】

低廉なバス運賃や乗継割引制度の導入、サービスレベルの向上（運行本数の増加、バス停への屋根・ベンチの設置など）、情報提供の充実（四街道駅等におけるバス案内表示の充実など）、利用啓発（モビリティマネジメント、バスガイドブックなど） など

【基本方針4】：地域主体の地域交通の確保支援

地域が主体となって、地域交通の確保を検討していくにあたり、市は運行実現に向けた支援を行う。

【施策例】

ニーズ把握調査方法の助言、運行方法等を検討する際の地域への参画 など